



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 5 日 (金)
第 8 1 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (99) (福祉保健課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (100) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (101) (〃) 2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (102) (〃) 3
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (103) (〃) 3
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (104) (〃) 3
	生活保護法による介護機関の指定 (105) (〃) 4
	土地改良事業計画の変更の同意 (106) (東部総合事務所農林局) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (107) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (108) (〃) 5
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (6) (教育総務課) 5
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 6
	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活環境課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (集中業務課) 7

告 示

鳥取県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
面谷内科・循環器内科クリニック	米子市昭和町71-1	平成21年9月1日

鳥取県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
松本 賢二	米子市両三柳3606-1	松本鍼灸整骨院	米子市両三柳3606-1	平成22年2月23日

鳥取県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市宮長268-1	平成21年12月1日
青空交通有限会社	米子市富益町171-2	青空交通ケアセンター指定訪問介護事業所	米子市米原五丁目10-21	平成22年2月8日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市宮長268-1	平成21年12月1日

鳥取県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
松本早苗	米子市奥谷1135	ケアタウン薬局	米子市奥谷1135	平成15年4月30日
〃	〃	〃	〃	平成20年2月28日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
松本早苗	米子市奥谷1135	ケアタウン薬局	米子市奥谷1135	平成15年4月30日
〃	〃	〃	〃	平成20年2月28日

鳥取県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
有限会社 山田薬局	鳥取市田園町四丁目385	平成22年1月31日

鳥取県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
----	-----	-------

面谷内科・循環器科クリニック	米子市昭和町71-1	平成21年8月31日
----------------	------------	------------

鳥取県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
松本直季	米子市奥谷1135	ケアタウン薬局	米子市奥谷1135	居宅療養管理指導	平成21年12月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
松本直季	米子市奥谷1135	ケアタウン薬局	米子市奥谷1135	介護予防居宅療養管理指導	平成21年12月1日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社けあホーム	米子市大篠津町690-13	ケアプランセンターおおしのづ	米子市大篠津町506-1	平成22年1月1日

鳥取県告示第106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業小倉地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成22年3月2日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成22年3月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

鳥取県告示第107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人地域でくらす会	デイサービスまちくら	米子市西倉吉町83-3	平成22年3月1日	通所介護

鳥取県告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月5日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人地域でくらす会	デイサービスまちくら	米子市西倉吉町83-3	平成22年3月1日	介護予防通所介護

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第6号**

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年3月5日から施行する。

平成22年3月5日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			

鳥取県立 特別支援 学校非常 勤職員採 用試験	合計得点及 び順位並び に試験種目 が複数ある 場合におけ る試験種目 ごとの得点	試験結果 の発表日 から1月 間	教育委員 会特別支 援教育課 又は各県 立特別支 援学校	鳥取県立 特別支援 学校非常 勤職員採 用試験	合計得点及 び順位並び に試験種目 が複数ある 場合におけ る試験種目 ごとの得点	〃	教育委員 会特別支 援教育課
-------------------------------------	---	---------------------------	---	-------------------------------------	---	---	----------------------

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成22年3月6日から5月6日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成22年5月6日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社玉川 代表取締役 玉川政一
鳥取県鳥取市商栄町251-8
- 2 大規模集客施設の名称
（仮称）ニトリ鳥取店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
鳥取市秋里331
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
5,996平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成22年6月上旬

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成22年3月5日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者

- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成22年3月26日(金) 午前10時から午後3時まで
 - (2) 開催場所 米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署
- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 4時間
 - (2) 講習課目
 - ア 空気銃の所持に関する法令
 - イ 空気銃の使用の方法
- 4 考査
講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 9,700円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品
筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量
平成22年度とっとり県政だよりの印刷業務 1回につき207,400部 12回発行
 - (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。
なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額(紙入札にあつては、入札書に記載された金額)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「競争入札見積金額」とい

う。)の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第161号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その区分が印刷類の一般印刷に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年3月12日(金)午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

- (3) 平成22年3月5日(金)から同年4月2日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

4 入札手続

- (1) 入札に関する書類又は競争入札参加資格審査の申請書類の提出先又は問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 調達物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部広報課広報紙担当

電話 0857-26-7840

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成22年3月5日(金)から同月15日(月)までの間に、インターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年3月5日(金)から同月15日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成22年3月31日(水)午前11時から同年4月2日(金)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同年4月1日(木)午後5時までとする。)

イ 開札日時

平成22年4月2日(金)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成22年3月19日(金)午後5時までに次に示すところにより提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵送等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札者は、(2)の事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、調達手続特例規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに、電子証明書が必要と

なること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告において示した物品に係る平成22年度予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Printing of “Tottori Kensei Dayori” (Prefectural newsletter) ,207,400×12copies distributed

(2) March 19, 2010 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 2, 2010 Noon : Time-limit for submission of tenders

April 1, 2010 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts
General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433